第９３号議案

教育委員会の委員の任命について

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

氏名　田　崎　飛　鳥

[redacted]

住所　[redacted]

氏名　松　尾　功　子

[redacted]

住所　[redacted]

令和５年９月１日提出

長崎市長　　鈴　木　史　朗

理　由

教育委員会の委員　桑原亜矢子氏の任期が本年９月３０日、松本朋子氏の任期が本年１０月１０日をもって満了するため、その後任の委員を任命したいが、田崎飛鳥氏及び松尾功子氏を適任者と認め任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を得るため、この議案を提出する。

「参　照」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第４条第２項　委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

第５条第１項　教育長の任期は３年とし、委員の任期は４年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

長崎市教育委員会組織条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第３条ただし書の規定に基づき、長崎市教育委員会は、教育長及び５人の委員をもって組織する。

第９４号議案

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

氏名　石　橋　智和子

[redacted]

住所　[redacted]

氏名　浦　川　恭　子

[redacted]

住所　[redacted]

氏名　加　藤　正　美

[redacted]

住所　[redacted]

氏名　黒　岩　英　一

[redacted]

住所　[redacted]

令和５年９月１日提出

長崎市長　　鈴　木　史　朗

理　由

人権擁護委員の候補者として石橋智和子氏、浦川恭子氏、加藤正美氏及び黒岩英一氏を適任者と認め推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３

項の規定により議会の意見を求めるため、この議案を提出する。

「参　照」

人権擁護委員法

第６条第３項　市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

第９条　人権擁護委員の任期は、３年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。